

令和8年4月1日

令和8年度いわて留学生友好交流奨学金受給者の募集の御案内

外国人留学生の皆様へ

公益財団法人岩手県国際交流協会

公益財団法人岩手県国際交流協会では、県内の大学等で学ぶ外国人留学生の留学成果の向上に寄与するとともに、本県と外国との友好親善と国際交流の促進に資するため、毎年度、留学生に奨学金を支給しています。

ついては、令和7年度の「いわて留学生友好交流奨学生」を下記により募集しますので、希望者は内容をよく確認し、学校の指導教官及び留学生担当課に相談の上、申請してください。

記

- 1 支給対象者数 8名
- 2 支給金額 月額 2万円
- 3 支給期間 令和8年4月から令和9年3月まで
- 4 申請資格

県内の大学又は高等専門学校に在籍し、この奨学金の受給を新規に希望する者及び前年度の奨学金受給者で更新を希望する者で、次の要件のすべてに該当する留学生が対象です。

- (1) 在留資格を有し、県内に所在する大学又は高等専門学校で研究を行い、又は教育を受けている外国人であること。
- (2) 令和8年度に正規の学生（卒業又は学位の取得を目的とする者）として在学する、もしくはその見込みの者であること。ただし、高等専門学校については3年次以上の者であること。
- (3) 学業成績、人物とも優秀であると認められ、在籍する大学等の長の推薦を受けた者であること。
(ただし、更新を希望する者については、指導教官等の推薦書（様式第3号）を必要としません。）
- (4) 県内において、積極的な国際交流活動が見込まれる者、又は協会が指定する外国人留学生を対象とした県内就職支援の取組への参加が見込まれる者であること。
- (5) 他から給付を受けている奨学金等の月額合計額が、留学生受入れ促進プログラム（文部科学省外国人留学生学習奨励費給付制度）の給付月額48,000円を超えないこと。
- (6) その他
 - ① 在留資格が「留学」であること。
 - ② 国際交流活動に高い関心を持ち、任期中継続して活動を行う意欲があり、国際交流活動又は就職支援の取組への参加と学業を両立できること。
 - ③ 日常会話を支障なくでき、国際交流活動に必要な日本語能力を持っていること。
 - ④ 卒業後、1年に1回程度、近況をメールでお知らせいただけること。

5 申請書類

- (1) いわて留学生友好交流奨学金交付申請書（様式第1号）
- (2) 身上書（様式第2号）
- (3) 指導教官等の推薦書（様式第3号） ※更新者は不要
- (4) 在留カードの写し ※在留資格は「留学」であること
- (5) 成績証明書

※現在所属している学校のものがない場合は、他の日本国内の大学、大学院又は学部のものなどでも可。
学部1年生等で成績証明書がない場合は不要。

- (6) 日本語能力を証明する書類の写し（例：日本語能力試験の合格証） ※ない場合は不要

6 申請書類の提出

各大学等の留学生担当課等に提出してください。留学生担当課で取りまとめ、公益財団法人岩手県国際交流協会に提出します。

※留学生から直接当協会への申請は受け付けていません。また、学内の提出期限については各大学等の留学生担当課等に確認してください。

7 選考及び決定

- (1) 公益財団法人岩手県国際交流協会は、各大学等から送られてきた申請書類を審査し、選考委員会が面接を行った上で奨学金支給者を決定します。面接日時は、後日連絡します。
- (2) 決定結果は、各大学等を通じて本人に通知します。
- (3) 支給決定の通知を受けた留学生は、協会から送付される所定の誓約書に本人の署名、その他必要事項を記入の上、協会に提出してください。

8 注意事項

- (1) 申請書類は選考上重要な書類ですので、事実をありのまま記入してください。もし、奨学金の支給を決定した後、記入しなければならぬことを記入していなかったり、虚偽の記入をしたりしたことが判明したときは、奨学金の支給を取り消すとともに、既に支給した奨学金の全部又は一部を返納させることがありますので、十分注意してください。
- (2) 4の申請資格に該当しなくなったとき、県内の大学等に在籍しなくなったとき、在籍する大学等から停学又は退学の処分を受けたときも同様です。
- (3) 奨学金を受ける留学生は、積極的に国際交流活動を行い、又は県内就職支援の取組に参加するよう努めていただきます。また、協会から協力を求められた活動については、特に理由がない限り必ず行うようお願いいたします。
- (4) 奨学金を受ける留学生は、毎月5日までに所定様式により国際交流活動等報告書を、また、令和9年3月5日までに国際交流又は県内への就職をテーマにした年間レポートを提出してください。
- (5) 現住所、在籍大学等、その他申請書類の記載事項に変更が生じた場合、(1)及び(2)に掲げる事項に該当することになった場合は、速やかに大学等の留学生担当課等を通じて協会に届け出てください。
- (6) 夏休みや学期末の休みに一時帰国などにより長期間（1か月以上）県内で活動せず、さらに普段の活動も積極的でないとみなされる場合は、奨学金の支給を停止します。
- (7) 奨学金を受ける留学生は、卒業後1年に1回程度、近況をメールでお知らせください。